

感震ブレーカー配付に関する意識啓発事業 Q&A

●申請について

Q：申請の期間はいつですか？

A：7月1日（水）から12月28日（月）

Q：申請方法は？

A：インターネット申請か郵送申請となります。（窓口申請は原則受け付けておりません）

⇒郵送申請：市 HP、武蔵野市役所防災課、武蔵野市民防災協会、各市政センターで申請書を受け取れます。

※武蔵野市民防災協会、市政センターでは申請書の收受は行いません。

⇒ネット申請：市 HP、チラシ QR から Logo フォームで申請できます。

Q：申請者は？

A：申請時点で武蔵野市に住民登録のある世帯主の方です。

Q：申請から受け取るまでの流れは？

A：申請後に防災課で審査を行い、申請書に記入されている住所に引換券を郵送

いたします。引換券が届きましたら、市役所西棟1階「武蔵野市民防災協会」で引換可能です。

●配付場所について

Q：配付の場所はどこですか？

A：武蔵野市役所西棟1階「武蔵野市民防災協会」です。詳細については市 HP に掲載しています。

Q：郵送での配付は行っているのか？

A：行っていません。配付場所にお越しください。難しい場合は、代理人による受け取りを利用してください。

Q：市政センターで配付していますか？

A：市政センターでは配付していません。市役所にお越しください。

●機器について

Q：なぜ、感震ブレーカーが必要なのか？

A：大きな地震では、安全確保や設備被害により停電が起きることがあります。電気配線や電気製品が損傷した状態で停電が復旧すると、発熱や火花が発生して火災につながる場合があります。感震ブレーカーは、震度5強相当の揺れを感知して自動的に電気を止めてこうした通電火災を防ぐために必要です。

Q：感震ブレーカーの種類は？

A：感震ブレーカー 「zen 断+」

⇒アース付きコンセントに取り付けるコンセントタイプ、家全体の通電を一括で遮断する一括遮断タイプです。

Q：感震ブレーカーの性能は？

A：震度5強相当の揺れを感知した場合、疑似漏電を起こすものです。疑似漏電を感知した漏電ブレーカーが分電盤のブレーカーを遮断し、家全体の通電が遮断されます。停電までの時間を0秒から最大3分の間で30秒ごとに任意で設定可能です。身体状況、住宅環境に合わせて安全に行動できる時間を設定してください。

Q：漏電ブレーカーとはなにか？見当たらない等

A：アースで漏電を感知した際にブレーカーを遮断する機器です。

基本的には分電盤についていますが型はたくさんあります。原則、アース付きコンセントがついていれば漏電ブレーカーはついています。他にはテストボタンがついているなどの特徴もあります。それでも見つからなければ管理会社や大家に問い合わせをお願いいたします。

Q：電池交換など必要か？耐用年数は？

A：コンセントにつながっているため必要ありません。内部に搭載されているLEDライトの耐用年数は一般的なものと同様に十数年のため、そのくらいが目安となっています。外側に関してはポリカーボネイト製です。

●設置について

Q：どこにつければよいのか？

A：自宅のアース付きコンセントに取り付けてください。必ず壁に設置が必要です。（中に振り子が入っており、壁に取り付けなければ正常に動作しないため）

Q：設置をお願いすることはできるのか。

A：設置は受け付けていません。チラシや商品の説明書を見ながら設置をお願いします。

Q：アース付きコンセントが見当たらない。アースの空きがない。

A：基本的には漏電が起こりやすい水回り（洗面所やキッチン）に設置されていることが多いです。
アース線に関しては一つのアース端子に複数の線を取り付けることは可能であるため配線などを工夫してください。また、延長コードや卓上電源タップでの利用は推奨してないためご注意ください。

Q：裏面のシールをはがしてつけないといけないのか。

A：トラッキング防止のため、はがしての設置をしてください。シール自体は絶縁素材です。

Q：アース端子の形が違う。

A：アース線の先端をご自身で切り取りコードの線をむき出して自宅のアース線に接続してください。

Q：設置場所を変えたい場合は買い替え？シールの交換は可能？

A：設置場所を変更することは可能ですが、再度取り付ける際には説明書を確認し、正しく設置をお願いいたします。シールの粘着力がなくなってきた場合は、ご自身でトラッキング対策をお願いいたします。

Q：アースがすでに使われているが大丈夫か？

A：アースについては複数のアース線をつなぐことも可能であるため既に使用していても重ねて設置して問題ない。

Q：説明書には2口コンセントの「上側に設置推奨」と「下側では使用できません」と記載されているがどちらの表現が正しいのか？

A：機器の構造が上側に伸びているためコンセントの下側に設置すると上側のコンセントを塞いでしまうか接触してしまうため下側設置には適していません。

Q：セキュリティがかかっている。配電盤に電源を切らないでくださいとある。

A：セキュリティ業者に感震ブレーカーが設置可能か確認してください。

●その他

Q：引換券を無くした。持ってきていない。

A：防災課窓口で再交付することは可能です。窓口に来た場合は、申請情報を確認するため申請者のお名前とご住所を確認のうえ、その場で再交付した引換券を手交します。代理人が窓口で、再交付依頼に来た場合は、トラブル防止のため必ず申請者に確認を行います。

Q：（足が悪いなど）配付場所に行くことができない

A：代理受け取りによる受け取りを利用してください。

Q：何歳でも対象になるのか

A：年齢制限はありません。1世帯1個配付で世帯主による申請が必要です。

Q：2世帯住宅の場合は2個もらえるのか。

A：基本的に世帯主に対して、1個の配付となります。住基上世帯主が2名いる場合は2個配付することは可能ですが、一括遮断型であるため分電盤が2個以上ない限り1住戸に複数個つける必要はありません。

Q：家に蓄電器が設置されており停電した場合は自動で蓄電器から電力供給されるが感震ブレーカーを設置して問題ないか。

A：蓄電器からの電気が分電盤を経由しているか確認してください。経由している場合は感震ブレーカーで遮断することが可能です。経由しておらず特定の回路を使用する場合は遮断できないため通電することになります。業者に感震ブレーカーの設置が可能か確認を行ってください。

Q：代理受け取りは誰でもよいのか

A：可能です。代理受け取りの場合も、引換券を持ってくる必要があります。

Q：LEDランプがつかない

A：アースにうまく差し込めていないかアースが途中で断線している可能性があります。

Q：電気使用料金は？

A：LEDランプの点灯代のみです。（約0.2円/月）

Q：使用後の復旧はどうすればいいのか

A：自宅内の状況を確認していただき、倒れている家電がないか、家具の下敷きになっているコード類はないか、異臭はしないか等確認していただき分電盤を上げてください。感震ブレーカーにランプが点灯していれば問題なく復旧できています。